令和６年度　公益財団法人鍋島報效会　研究助成　募集要項

１．募集概要

（１）趣旨・目的

鍋島報效会では佐賀の歴史や文化、自然環境、社会活動などについて、よりよき研究を深め、その成果を県民の方々に啓蒙・普及していくことが郷土の学術の振興及び文化の充実・発展に寄与するものと考え、研究助成事業を行っています。この助成が、若い世代の方々にとってこれから研究を志す上での糧となること、また将来を担う子どもたちが郷土に目を向け知的探求心を育むことを期待し、これを広く一般公募するものです。

（２）対象

①特別研究助成（佐賀鍋島伝承遺産顕彰会支援）

【内　容】当会の援助団体である佐賀鍋島伝承遺産顕彰会の設立趣旨により(※)、鍋島家に関わる佐賀の歴史研究（歴史・美術・考古・民俗等）に対し助成します。

(※) 佐賀鍋島伝承遺産顕彰会 趣旨

旧藩主鍋島家の事績の顕彰を通じ、郷土佐賀のアイデンティティーを見つめ直し、地域の誇りを醸成し未来の指針を探究する。

【期　間】単年度を原則とし、令和６年度は令和６年４月１日～令和７年３月３１日の１年間となります。但し、大学院修士課程・博士課程及び学芸員資格取得を目指す学生が複数年に及ぶ研究を希望する場合はご相談ください。

【対象者】原則として、高校生以上、３９歳以下（グループ研究可）。
但し、４０歳以上でも他の研究費助成を受けていない場合は申請可能です。

【助成額】原則として、一件あたり３０万円を上限とします。

【件　数】１～２件

②一般研究助成

【内　容】佐賀に関連する研究に対し助成します。分野は、人文科学（歴史・文学・社会科学等）及び自然科学（科学技術・生物・植物・鉱物等）の幅広い分野を対象とします。

【期　間】単年度を原則とし、令和６年度は令和６年４月１日～令和７年３月３１日の１年間となります。但し、大学院修士課程・博士課程及び学芸員資格取得を目指す学生が複数年に及ぶ研究を希望する場合はご相談ください。

【対象者】原則として、高校生以上、３９歳以下（グループ研究可）。
但し、４０歳以上でも他の研究費助成を受けていない場合は申請可能です。

【助成額】原則として、一件あたり２０万円を上限とします。

【件　数】１～５件

③青少年活動助成

【内　容】佐賀県内で行われる、研究行為に準ずる探究的な活動に対し助成します。
学校内外いずれにおける活動も対象です。

【期　間】令和６年度（令和６年４月１日～令和７年３月３１日）に行われる活動。
但し、年間３日以上の活動を行うものに限ります。

【対象者】佐賀県内の小学校～大学に通う児童・生徒・学生（グループ活動可）。
但し、未成年による活動の場合、成人の活動責任者をおいてください。

【助成額】一件あたり２０万円を上限とします。

【件　数】１～３件

２．申請・選考

（１）申請方法

所定の様式で下記の書類を財団事務局へ郵送にて提出してください。
様式は、当財団事務局もしくは下記ホームページより入手できます。予算書は各コースとも共通の様式ですが、申請書の様式はコースにより異なりますのでご注意ください。なお、提出された書類は返却いたしません。(https://www.nabeshima.or.jp/main/512.html)

【特別研究助成（佐賀鍋島伝承遺産顕彰会支援)】および【一般研究助成】
・令和６年度公益財団法人鍋島報效会研究助成申請書（特別研究助成・一般研究助成用）
・令和６年度公益財団法人鍋島報效会研究助成予算書

【青少年活動助成】
・令和６年度公益財団法人鍋島報效会研究助成申請書（青少年活動助成用）
・令和６年度公益財団法人鍋島報效会研究助成予算書

（２）申請受付期間

令和５年１１月２７日（月）～令和６年１月２６日（金）（必着）
※郵送のみ受付

（３）選考・通知等

選考委員会による選考の上、当財団理事会の決議ののち、令和６年３月１０日頃に選考結果を通知します。
なお、採択者は令和６年４月上旬に執り行う授与式に参加していただき、令和７年５月～６月頃に一般公開の報告会で成果を発表していただきます。

３．研究成果の報告・明示

【佐賀鍋島伝承遺産顕彰会支援 特別研究助成】および【一般研究助成】
（1）助成年度中の１２月末までに、所定の様式で進捗状況を中間報告して下さい。
（2）助成年度末日までに、研究成果報告書および会計報告書を提出して下さい。
　　※会計報告書には領収書の写を添付していただきます。
（3）助成の翌年度の５～６月頃に開催する一般公開の報告会で成果を発表して下さい。
（4）本助成で得られた研究成果を公表する場合は、その旨を明示して下さい。
（5）研究内容や助成金の使途に変更がある場合は、事前に申請して下さい。
（6）上記の事項に反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。

【青少年活動助成】
（1）助成年度末日までに、活動成果報告書および会計報告書を提出して下さい。
　　※会計報告書には領収書の写を添付していただきます。
（2）助成の翌年度の５～６月頃に開催する一般公開の報告会で成果を発表して下さい。
（3）本助成で得られた活動成果を公表する場合は、その旨を明示して下さい。
（4）活動内容や助成金の使途に変更がある場合は、事前に申請して下さい。
（5）上記の事項に反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。

４．留意事項

（１）決定した助成金は、原則として申請者本人名義または申請団体名義の指定口座に振り込みます。実際の支出額が助成額に満たなかった場合は、報告書提出後に精算します。

（２）研究・活動成果を掲載した「公益財団法人鍋島報效会研究助成 研究報告書」を隔年で発行しています。令和６年度の研究成果は令和７年度発行の報告書に掲載予定です。

（３）申請書類に不備があった場合は、再提出をお願いすることがございます。本募集要項をよくご確認のうえ、申請をお願いいたします。ご不明な点はお早めにお問合せください。

５．申請書の提出先・問合せ先

〒840-0831　佐賀市松原二丁目 5 番 22 号
公益財団法人鍋島報效会　事務局
TEL・FAX　0952-23-4200
メール　info@nabeshima.or.jp